

株券電子化移行に伴うお知らせ

<証券会社を通じて証券保管振替機構(ほふり)に株券を預託されていない株主様へ>

株券電子化実施(平成21年1月5日)前の単元未満株式の買取請求について

平成20年12月25日(木曜日)から平成21年1月4日(日曜日)〔実質平成20年12月30日(火曜日)〕までの期間に、単元未満株式の買取請求をされる場合、買取代金のお支払いが平成21年1月26日(月曜日)となりますので、ご注意ください。

株券電子化実施(平成21年1月5日)以降の諸手続のお申出先について

平成21年1月5日(月曜日)をもって上場会社の株券は無効となり、株主様の権利は特別口座管理機関の口座(特別口座)にて管理されることとなります。この特別口座管理機関は、これまでの株式に関する諸手続のお申出先(株主名簿管理人)と同じく中央三井信託銀行ですので、諸手続のお申出先に変更はございません(前ページの株主名簿管理人の連絡先等をご参照ください。)

ただし、特別口座への記録予定日は、平成21年1月26日(月曜日)であり、単元未満株式の買取請求、配当金受取方法のご指定等のお申出の受付はそれ以降となりますので、ご了承ください。

<証券会社を通じて証券保管振替機構(ほふり)に株券を預託されている株主様へ>

単元未満株式の買取請求について

株券電子化直前に単元未満株式の買取請求の受付停止期間が設けられますが、詳細はお申出先となるお取引証券会社にご確認ください。

株券電子化実施(平成21年1月5日)以降の諸手続のお申出先について

未払配当金の支払いについてのお申出先

これまでどおり、株主名簿管理人にお申出ください。

住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金受取方法のご指定等のお申出先
株主名簿管理人ではなく、お取引証券会社にお申出ください。